

第21期第12回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月28日(金) 14時00分から14時50分
- 2 開催場所 高知市本町5-3-20 高知共済会館 3階「藤」
- 3 出席委員 林田千秋、筒井一水、大木正行、御処野誠、島崎 章、
西脇亜紀、川村寛二、百田美知、堀澤 栄、山下慎吾(WEB) (計10名)
- 欠席委員 なし
- 署名委員 島崎 章、川村寛二
- 県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事
- 事務局 木村書記長、志和書記、占部書記、山本書記、坂本書記
- 4 審議事項
- 第1号議案 遊漁規則の一部変更について(奈半利川淡水漁業協同組合)
- 第2号議案 内水面漁業権の一斉切替えに係る漁場計画設定について
- 第3号議案 渡川水系における調査にかかるてながえびの採捕の承認について
- 第4号議案 渡川水系における調査にかかるもくずがにの採捕の承認について
- 報告事項 うなぎ稚魚漁業の許可方針(素案)について

5 議事内容

木村書記長

定刻となりましたので、ただ今より第12回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。会議に先立ちまして、4月1日付けの県の人事異動の発表についてご報告いたします。

前任の井上書記長が転出しまして、後任に、私、木村が書記長に着任しております。よろしくお願いいたします。また、近澤書記、谷口書記が転出いたしまして、志和書記、占部書記、山本書記が着任しております。よろしくお願いいたします。

また、皆様のお手元には令和5年度水産振興部行政要覧をお配りしております。本県の水産に関する施策やデータが載っておりますので、今後の議論の参考にしていただければと思います。また、本日、オンライン参加の山下委員には、後日送付させていただきます。

それでは本日の会議ですが、委員定数10名全員にご出席していただいておりますので、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

では、会議規則第1条に従いまして林田会長に議長をお願いしたいと思っております。それでは会長、お願いいたします。

林田会長

本日はお忙しい中、委員の皆様方にはご出席いただきまして心から感謝申し上げます。

それでは、早速ですが水産振興部長から、挨拶をお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。委員の皆様には、年度初めのご多用のところ、また、ゴールデンウィーク直前の金曜日という日で設定させていただきましたが、全員の方がご出席いただきありがとうございます。本日は令和5年度の最初の会議になります。先ほど紹介がありましたが、4月1日付けの人事異動で事務局も新たな体制となっております。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会は議案が4件と報告事項が1件となっております。

まず、第1号議案は、奈半利淡水漁業協同組合の遊漁規則の一部変更についてです。こちらは区域の記載を変更しようとするものでございます。

第2号議案は、「内水面の漁業権一斉切替えに係る漁場計画について」でございます。こちらは、5年で切替わる第一種区画漁業権と10年で切替わる第一種及び第五種の共同漁業権について、9月に新たな免許に切替えるに当たり、漁場計画の設定について諮問するものでございます。

第3号議案渡川水系における調査に係るてながえび採捕の承認と第4号議案渡川水系における調査に係るもくずがに採捕の承認につきましては、てながえび、もくずがにの採捕を禁止している委員会指示の適用除外の承認についてお諮りするものでございます。

最後にこれは本年12月からのうなぎ稚魚漁業の知事許可漁業化に向けまして、本年1月に当委員会でも報告させていただきました許可のスキーム案を基に、許可数や漁業従事者の上限、許可等の条件、漁業を営む者の資格などを整理した許可の方針の素案について説明をさせていただきます。こちらにつきましては、来週月曜日に開催予定の海区漁業調整委員会でも報告を行い、その後、関係者への説明会などを行っていくこととしています。これまでの特別採捕から漁業許可となる大きな制度の変更となりますので、当委員会や関係の方々の意見を賜りながら進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

議案、報告事項の詳細については、後程、担当からご説明しますので、皆様にはご審議のうえ、適切なご意見、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

林田会長

ありがとうございました。

それでは、欠席議員の報告ですが、本日は委員全員に出席いただいております。

次に、議事録署名委員ですが、本日の議事録署名委員は、島崎委員、川村委員にお願いしたいと思います。

林田会長

それでは早速ですが議題に入ります。第1号議案、「遊漁規則の一部変更について（奈半利川淡水漁業協同組合）」について、事務局の説明を求めます。

占部書記

それでは、第1号議案について事務局から説明をさせていただきます。資料1をお願いいたします。表紙の裏面をご覧ください。諮問文を朗読いたします。5高漁管第78号 高知県内水面漁場管理委員会様 奈半利川淡水漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。令和5年4月24日高知県知事濱田省司。失礼ですが、座って説明させていただきます。

奈半利川淡水漁業協同組合の遊漁規則の一部変更の概要についてご説明いたします。それでは、資料の1の8ページの奈半利川淡水漁業協同組合の変更理由書をご覧ください。今回の変更は長年多くの遊漁者からダム上流に竿釣り専用区を作って欲しいとの要望があることから、ダム上流に竿釣り専用区を設けるものです。また、あゆのしゃくり掛けの区域について「田野井せき」という記載が分かりにくいことから、調整規則等で記載されている一般的な表記として「田野ぜき」に変更するものです。

3ページをご覧ください。この変更の詳細を新旧対照表を用いてご説明いたします。左側が「変更後」、右が「変更前」となっておりまして、変更部分にはアンダーラインを入れております。

まず、表の中断のあゆのしゃくり掛けの部分をご覧ください。こちらはあゆのしゃくり掛けの区域について、「田野井せき」を「田野ぜき」への記載変更をいたします。次に、下段をご覧ください。

こちらは、金突、と網、なげ網の区域について、「奈半利川の長山橋上流端から上流の区域並びに同川支流野川川及び奈半利川支流西谷川の区域」に統一します。そして、「奈半利川支流小川川のメガネ橋から弘瀬の堰までの区域を除く」が追記され、この区間を竿釣り専用区とするものです。

この区間については、9ページをご覧ください。この区間は平鍋ダム上流の支流小川川に位置しております。詳細な地図は10ページをご覧ください。メガネ橋及び弘瀬の堰は地図のとおりで、この区間を竿釣り専用区とするものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はござ

いませんか。

林田会長

ご意見がないようでしたら、第1号議案「遊漁規則の一部変更について（奈半利川淡水漁業協同組合）」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

林田会長

それでは、ご異議がありませんので、原案のとおり承認することといたします。

続きまして第2号議案「内水面漁業権の一斉切替えに係る漁場計画設定について」、事務局の説明を求めます。

占部書記

それでは、第2号議案について「内水面漁業権の一斉切替えに係る漁場計画の設定について」、事務局からご説明をさせていただきます。

表紙の裏面をご覧ください。諮問文を朗読させていただきます。5高漁管第80号 高知県内水面漁場管理委員会様 漁業権の一斉切替えに係る漁場計画について、漁業法第67条第2項の規定により諮問します。令和5年4月24日高知県知事濱田省司。

失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、資料構成につきまして、ご説明いたします。資料2-1が漁場計画の告示案、資料2-2が漁場計画の総括表、資料2-3が漁場の位置図、資料2-4が資源管理の状況等の報告について、資料2-5が漁業権一斉切替えに関するフロー、資料2-6が内水面漁業権の一斉切替えに関する取扱方針となっております。

内水面漁業権一斉切替えに係る漁場計画の設定につきましては、令和5年9月から10年間にわたる漁業権免許に係る、非常に重要な案件であります。

漁業権免許の手続きは、漁場計画の設定と免許の二つの作業に分かれております。漁場計画の設定は免許をおこなう前段となるものです。漁場計画とは、漁業権の内容となる漁業種類、漁業時期、免許申請期間、免許予定日、関係地区などを定めるものです。漁業生産力を維持発展させるためにいかに漁場を利用すべきかという計画のことで、知事は漁業調整上及び公益に支障を及ぼさない限り必ず定めることとなっており、内水面漁場管理委員会の答申を得たのち、県が内水面漁場計画を設定し、県公報に公示します。免許は先の漁場計画の内容の漁業権を取得したいという漁協等の申請に基づき、適格性の審査をおこなった後、免許するという手続きです。

漁業権一斉切換えに関するフローについて、資料2-5でご説明します。資料2-5をお手元にご用意ください。

まず、②の「漁業権一斉切換えに関する取扱方針」については昨年、10月の内水面漁場委員会の答申を得て県が策定し、③の「漁業権一斉切換えに関する取扱方針の説明会」を昨年、11月に県下3か所で実施しております。

次の④の「漁場計画設定申請」ですが、説明会後各漁協で理事会を開催し、漁場計画の設定について協議してもらい、昨年12月に漁協から漁場計画の申請を上げていただいております。

この申請を受けまして、申請者と協議を行い漁場計画の素案を作成しました。⑥の「漁場計画素案公表」としまして、その素案を本年4月に関係機関協議、市町村照会、インターネット公表等で内水面漁場管理委員会に諮問する前に、利害関係人の意見を聴く機会を設けております。その結果、漁場計画の素案への意見等はありませんでした。

次に、⑧の「委員会への諮問」、⑨の「委員会での審議」としまして、この案を内水面漁場管理委員会へ諮問し、審議をしていただくこととなりますが、本日の委員会はこの部分にあたります。

そして、公聴会、委員会の答申、漁場計画の公示、免許申請、免許に係る委員会への諮問、答申を経て、免許という流れになります。

本日は内水面漁場計画の案を諮問、審議していただきたいと考えております。

資料2-2を用いまして今回の漁場計画案をご説明します。資料2-2をお手元にご用意ください。資料2-2につきましては、現免許、各漁協からの申請件数、漁場計画の件数等を示しております。

現免許は第一種共同漁業が5件、第五種共同漁業が17件、第一種区画漁業が6件の合計28件となっています。次に、今回の漁場計画の設定申請の件数はそれぞれ3件、17件、6件の合計26件で、第一種共同漁業の申請のみが現免許数から2件減っており、その他は増減ございません。漁場計画の件数は申請件数と同じとなっております。

第一種共同漁業の漁業種類はすじあおのりで、現免許の仁淀川及び松田川は漁場を有効に活用する見込みがないため、今回の漁場計画で削除となっています。背景としまして、近年、すじあおのりが減少していることがあげられます。

次に、第五種共同漁業の漁業種類のうなぎについては、現免許は漁業時期が1月1日から12月31日となっておりましたが、今回の計画では4月1日から9月30日としています。この理由は資源保護の観点から10月1日から翌年の3月31までの漁獲を禁止し、産卵場へ向かう親うなぎの保護を行い、資源回復と持続的利用を図るものです。当委員会の指示

においても、この期間を採捕禁止にしており、それにあわせたものです。

また、第五種共同漁業の鏡川のこい漁業についても、漁場を有効に活用する見込みがないため、削除することとしています。

今回の漁場計画の全 26 件については、新規はなしで、全てが類似漁業権となっております。

これについては資料 2-4 をご覧ください。各漁協は年 1 回以上の漁場活用状況を報告することとされており、その報告をまとめた資料になります。第一種共同漁業の仁淀川及び松田川以外の 26 件は全て有効に活用されています。また、第一種及び第五種共同漁業の資源管理等の取組では操業規制、種苗放流、密漁監視、有害鳥獣・外来魚駆除の対策、産卵場整備、生息状況調査、魚道の修繕・整備、河川清掃などが取り組まれております。

次に、今後のスケジュールをご確認させていただきます。資料 2-5、「漁業権一斉切換えに関するフローについて」をご覧ください。

今後につきましては、⑩の「公聴会」を 5 月 23 日に開催し、同日に開催する委員会においてご審議いただき、⑪の「委員会の答申」が得られましたら、5 月 31 日の高知県公報に正式な計画を掲載する予定です。

続きまして、免許の手続きですが、免許の申請期間は 6 月から 7 月頃までを予定しております。申請受理後、8 月頃を目途に当委員会を開催し、⑫の「適格性の審査」を行っていただき、ご答申をいただきたいと考えております。

以上の手続きを経たうえで、9 月 1 日付けで免許を行い、県の公報に漁業権者などを登載して公示を行うこととなります。

説明は以上でございます。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。何かございませんか。

林田会長

ご意見もないようでございますので、事務局から説明のありましたとおり、5 月 23 日に公聴会を行い、同日、引き続き委員会を開催して、原案について答申するというところで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

林田会長

続きまして第 3 号議案から 4 号議案「渡川水系における調査にかかる採捕の承認について」です。

なお本議案は、当委員会の山下委員の申請について審議するものです。当委員会の会議規則第 7 条では、「委員は自己に関する事件については議

事にあずかることができない」こととなっていますので、山下委員には一旦音声及びカメラのシャットダウンをお願いします。

(オンラインの音声及びカメラをシャットダウン)

林田会長

よろしいでしょうか。「委員は自己に関する事件については議事にあずかることができない」規定につきましては、委員会の承認等があったときは、会議に出席し発言することができる。」と規定しています。山下委員に本議案に参加していただくことについて承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

はい。それでは承認します。
それでは、事務局の説明を求めます。

(オンラインの音声及びカメラを設定)

占部書記

それでは、事務局からご説明いたします。なお、3号議案と4号議案については、申請者が同じで内容が一部重複しますのでまとめて説明をさせていただきます。それでは、座って説明をさせていただきます。

資料3の8ページをお願いいたします。

当委員会指示第101号では、9月1日から翌年3月31日までのてながえび類の採捕を禁止しております。

委員会指示は、2 指示の適用除外に記載がありますとおり、国の機関若しくは地方公共団体又は当委員会の承認を受けたものを適用除外の対象としております。

資料3の1ページをご覧ください。今回、当委員会の山下委員よりこの委員会指示に係る適用除外の申請がございました。

続きまして、2ページをご覧ください。この調査の計画書です。この調査は、四万十川におけるてながえび類の資源動態を把握するための調査であり、てながえび類の資源管理に資するものと認められます。

続きまして3から5ページをご覧ください。本調査については県に対しても、張網による試験研究のための特別採捕許可及び採捕許可が申請されております。調査内容が試験研究目的であり、てながえび類の資源管理に資すると考えられることに加え、漁業権者である四万十川漁連の同意も取得していることから、当委員会で承認されれば、県は許可する方針であることをご報告します。

次に資料4の2ページをお願いします。当委員会指示第100号で、12月1日から翌年7月31日までのもくずがにの採捕を禁止しております。先ほど説明しましたてながえび調査の際にもくずがにも採捕されることから、てながえびと同様にもくずがにの採捕に係る委員会指示の適用除外の申請がなされております。こちらはてながえびと同様の計画であり、県への採捕許可の申請も同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。山下委員のてながえび類の生息調査を委員会指示の適用除外の対象とし、てながえび類及びもくずがにの採捕を承認することについて、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

林田会長

ただ今事務局から説明がありました。山下委員から何か補足の説明、ご意見、はございませんか。

山下委員

てながえび二種を定量的に調査する際に網を使いますので、その際にてながえびともくずがにが入ってしまいます。9月に調査を行いますので、その許可をいただくものです。なお、調査は網にはいったものを生かしたまま計測し、その場で全て放流しております。以上になります。

林田会長

ありがとうございました。何かご意見、ご質問はございませんか。
他にご意見がないようでしたら、第3号議案から4号議案「渡川水系における調査にかかる てながえび及びもくずがの採捕許可について」は、承認してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

それでは、ご異議がないようですので承認することといたします。
それでは報告事項、「うなぎ稚魚漁業の許可方針(素案)について」、事務局の説明を求めます。

占部主幹

それではうなぎ稚魚漁業の許可方針の素案につきまして、ご報告いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

今回の報告は本年12月1日に知事許可漁業となりますしらすうなぎ漁業の許可方針の素案についてご説明させていただきます。

資料の5-1がうなぎ稚魚漁業の許可方針の素案、資料5-2がうなぎ稚魚漁業の許可の基準の素案、資料5-3が許可方針の素案をこれまでの特別採捕の許可方針と比較した資料になります。

資料5-3でご説明させていただきますので、お手元にご準備くださ

い。まず、資料5-3の2ページをご覧ください。

しらすうなぎ採捕が知事許可漁業となった背景とそのおおきな変更点について説明させていただきます。上段の箱、漁業法改正による密漁への罰則強化をご覧ください。令和2年12月に漁業法は70年ぶりの大きな改正があり、その中の一つの目玉に密漁対策のための罰則強化がありました。そこで特に、悪質な密漁が横行しており、その影響が深刻だとされたのがウナギ稚魚（しらすうなぎ）、アワビ、ナマコであり、その三種は新たに設定された特定水産動植物という区分に指定されることとなりました。

では、その特定水産動植物に指定されるとどうなるか、という事について、中段の箱をご覧ください。

ポイントは2点ございます。1点目は漁業許可等を受けなければ採捕できなくなることで、そして2点目は違法な採捕に対する罰則が懲役3年以下、罰金3,000万円以下と大幅に強化されるということです。そしてウナギ稚魚、しらすうなぎについては今年の12月から特定水産動植物に含まれることとなりました。

ではしらすうなぎの採捕はこれでどう変わるのかについてですが、下段の箱をご覧ください。左側の改正前、昨年度までは、漁業調整規則に基づく特別採捕許可として、県内の養鰻事業者のための種苗供給に目的を限定して許可をしており、その許可の対象者は県内の漁協やこれまでに実績のある採捕団体に限定をしておりました。また、違法な採捕に対する罰則は漁業調整規則違反となり、6ヶ月以下の懲役、10万円以下の罰金が適用されることとなっています。これが今年の12月からどう変わるのかについてですが、右側の改正後をご覧ください。その許可については調整規則で定める知事許可漁業のうなぎ稚魚漁業となります。知事許可漁業となるとどうなるかですが、まず採捕の目的を限定して許可をすることができません。つまり、しらすうなぎの販売先などについては、許可を受けて採捕した者が自由に県外へ販売することが可能となります。また、許可の対象は個人や法人となりますが、特定の団体に限定をすることはなくなります。そして先ほど申し上げましたとおり、違法な採捕に対する罰則については3年以下の懲役、3,000万円以下の罰金と大幅に引き上げられることとなっております。

次の3ページをご覧ください。うなぎ稚魚漁業許可としらすうなぎのながれを示した図になります。

まず、左上の高知県のところをご覧ください。うなぎ稚魚漁業許可の県許可告示数は45の区域について116者の許可数を告示します。「許可を受けようとする者」は県に許可の申請を行い、県は許可を発給するというながれになります。許可を受けようとする者の資格として、「県内に

住所を有する個人又は法人」、「操業区域に漁業権が設定されている場合はその漁業権者の同意を得た者」、「操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合はその内水面の漁業権者の同意を得た者」のいずれの条件も満たした者となります。

次に、許可を受けようとする者の枠囲みをご覧ください。この中に、漁業従事者、集荷先、出荷先があります。許可を受ける者と漁業従事者は「雇用契約を締結するなど関係を明確にする」必要があり、またこれまでと同様に県に届けた漁業従事者証を発行してもらいます。漁業従事者数の上限については、しらすうなぎ特別採捕の従事者数を上回らないように設定することとし、漁業従事者の上限は全体で2,501名とします。

漁業従事者が漁獲したしらすうなぎは「許可を受けようとする者」が自ら集出荷ができる場合はそこに集荷されますが、体制が整わない場合には集荷先、出荷先と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができます。最終的に、集められたしらすうなぎは県内外の養鰻業者に販売されるながれとなります。令和4年度までの特別採捕許可では目的が県内の養鰻事業者のための種苗供給に限定しており、採捕されたしらすうなぎはシラスウナギ流通センターへ集荷され、県内の養鰻業者に販売されるといった流れになっておりました。しかし、許可漁業では許可を受けた者が県内外の養鰻業者に自由に販売していくといった流れに、大きく変わります。

1 ページをご覧ください。特別採捕許可から漁業許可に移行した場合の主な変更点についてまとめた資料がこちらです。

2 列目が令和4年度までの特別採捕許可の方針、次の列が令和5年度からの漁業許可方針の素案、右列が変更理由等となっております。主な変更点については下線を引いております。

まず、1行目の「許可を受けることができる者」は、先ほど説明しましたが、特別採捕許可では県内に所在する漁協、しらすうなぎ採捕団体などの許可実績がある者に限定されていましたが、漁業許可では県内に住所を有する個人又は法人となっております。

「しらすうなぎの集出荷、販売」については、先ほどご説明しましたとおり、特別採捕許可では販売先を県内養鰻業者に限定していましたが、漁業許可では販売先の規制はありません。

「許可数の上限」では特別採捕許可では許可数45に対して指定集荷人が96となっておりますが、漁業許可では許可数は116で操業区域ごとに設定しております。これについては4ページをご覧ください。

左の表をご覧ください。漁業許可では操業区域を45設定しており、これは特別採捕許可の採捕区域を踏襲しております。特別採捕許可では45の区域に許可を受ける者が1でございましたが、漁業許可ではその区域

ごとに許可数の上限が2から6となっており、全許可数の上限は116となっております。区域ごとの許可数の上限設定については、実際に各地で採捕したしらすうなぎを取りまとめている指定集荷人の数を参考に設定しております。ただし、指定集荷人が1名しかいない区域もございますので、許可の独占を防ぐため、各区域で2以上の許可数とし、全体で116を許可数の上限としました。また、区域ごとに漁業従事者数の上限を設けており、これはウナギの資源管理の観点から現行の特別採捕許可の区域ごとの数を踏襲し、前年を上回らないものとしております。

1 ページにお戻りください。「許可すべき者の数の上限を超える申請があった場合」についてご説明します。漁業許可では、先ほどの、区域ごとの許可数には上限がありますので、それを越える申請があった場合には、「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」を定め、許可申請者を順位づけして、許可する者を決めることにしております。

資料5-2をご覧ください。許可の基準については、うなぎ稚魚漁業の許可の基準の素案を作成しており、他の漁業許可の基準と同様なものとしております。この基準につきましても海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の意見を聴いて定めることとなっておりますので、今後、許可基準の案ができましたら当委員会に諮ることを予定しています。

1 ページにお戻りください。「漁業従事者数の上限を超える申請があった場合について」ご説明します。漁業許可では、漁業従事者数の上限を超える申請があった場合、許可を受ける者に対して公平に分配する規定を設けることとしております。

4 ページの右側をご覧ください。ケース1については、許可数3、漁業従事者数の上限が15であるとした場合、3つの申請者がそれぞれ7、6、15と従事者数を申請するとすると、合計の申請数が23で、上限の15を越えてしまいます。そのため、この場合はそれぞれに上限15を3つに等分し、それぞれの申請者に対して従事者数の上限を5として割当てることとしています。次に、下のケース2をご覧ください。許可数の上限が3、従事者数の上限が15の場合に、3つの申請者がそれぞれ3、6、10と従事者数を申請すると、これも合計19となるので、上限15を越えてしまいます。これも等分して、それぞれに従事者数の上限を5として割当てますが、申請者Aの従事者数が3の申請なので、空枠2が発生します。これについては、他の2つの申請者に対して空枠2を等分し1つずつを割当て、申請者BとCは従事者数の上限が6となります。以上、漁業従事者の上限の割当てについては、このような取扱いとする案としています。

1 ページにお戻りください。「船舶」についてご説明いたします。特別採捕許可では漁業ではないことから、船舶を使用する場合は漁船登録が

必要なかったのですが、今後は漁業となるため、総トン数1トン未満の無動力船を除いて、漁船を使用する場合には漁船登録が必要となります。次に、太枠の部分をご覧ください。

「操業区域」についてご説明いたします。操業区域は特別採捕許可のそれぞれの区域を踏襲いたします。現在、基点等の整理を行っており、整理が終了次第、許可方針に記載していく予定です。

次に「漁獲量の上限と漁獲期間」ですが、これは特別採捕許可では県内のしらすうなぎ総漁獲量は0.35トン、350kg、令和4年度漁期は令和5年1月11日から同年3月31日までとなっておりますが、これらについては、今後、内水面、海面、養鰻の関係者の意見を聴きながら決めてまいりたいと考えております。これらの案が固まり次第、再度両委員会にお示しをしたうえで関係者に説明をしていく予定です。

「漁獲方法等の条件」について、まずポツ1つ目をご覧ください。特別採捕許可では罰則のない条件として、「許可名義人は、採捕従事者に対して採捕従事するときは他から見やすいように標識をつけさせるとともに、採捕人証を交付し、携帯させなければならない」という条件がありました。これについては、漁業許可では漁獲条件に「漁業従事者は他から見やすいように標識をつけるとともに、漁業従事者証を携帯しなければならない」と記載します。さらに、漁業許可では下線の部分を条件として追加することとしています。

一つ目は「漁船を使用して漁業を行う場合は漁業従事者のみが乗船しなければならない」を追記します。これは、漁業従事者以外の者が乗船し、違反しているとの情報があり、採捕ルールを守っている採捕者から規制して欲しいとの要望を受け、漁業秩序維持の観点から、新たに追加する内容となります。

次に、「漁船を使用せず漁業を行う場合は遊泳又は浮き輪等による水中に浮かぶ道具を使用し、水面に漂いながら、しらすうなぎを漁獲してはならない」を追記します。これは、令和4年度漁期において、海中を漂いながらしらすうなぎを採捕中の者が沖合へと流される事故が多発し、ニュースにもなりました。海上保安部からは、本件事故による死傷者や行方不明の発生はなかったものの、冬季の夜間の事故であることから、対応が遅れた場合には悲惨な結果を招くこと、当該海域を航行（こうこう）する船舶の障害となり船舶交通の面からも問題であることから、うなぎ稚魚漁業に対する規制の強化について指導を受けております。このため、安全面等を配慮し、この行為を禁止することとしています。

以上、この太枠部分については制限措置又は許可の条件に位置づける内容となっております。ここの部分に違反した場合は漁業法132条違反、特定水産動植物の採捕の禁止が適用され、3年以下、3,000万円以下の罰金

が適用されることとなります。

以上、うなぎ稚魚漁業の許可方針の素案内容について、ご説明させていただきましたが、詳細部分については資料の5-1に記載しているとおります。

次に、うなぎ稚魚漁業許可のスケジュール確認をさせていただきます。

資料5-3の5ページをご覧ください。今回、許可方針の素案を海区と内水面の両委員会に報告させていただいております。次に、この素案について、内水面、海面、養鰻の関係者に説明会を開催する予定です。今後のスケジュールに記載されていませんが、漁獲量の上限、漁獲期間等が決定しましたら、再度、内水面、海区の両委員会に報告したいと考えております。その後、関係者などへの説明会等を再度開催し、関係者には丁寧な説明をさせていただくこととしています。そして、許可方針の(案)を決定し、パブコメを行い、9月までには両委員会に諮問する予定としています。以上、報告事項としまして、うなぎ稚魚漁業の許可方針の素案について、説明をおわります。よろしくお願い致します。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

意見がないようですので、これをもちまして第12回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

本書は、第21期第12回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋 _____

議事録署名委員 島崎 章 _____

議事録署名委員 川村 寛二 _____